30 分 5 月 16日

永

18 時

主な曲目

ベ

「ピアノソ

ナタ第14番嬰

タル中村紘子ピア

リサ

1

問い合わせ】

「公益通報相談の窓口」 を設置します

公益通報制度の流れ

通報者

通報

弁護士

公益通報相談窓口

市総務課



公益通報調査会 (仮称)

※事実調査を行います



事実の場合、公正措置等を実施します

単なる苦情等は、公益通報にはなりません。

ける窓口として、平成19年4どの相談や公益通報を受け付 の業務等に関する法令違反な 市では、 市総務課と藤枝弁護

守を確保するために、公益通利益の擁護等に関わる法令遵生命や身体の保護、消費者の明確化と事業者による国民の 報者保護法が制定されました 扱いを受けることのないよう 通報者保護に関するル 労働者が解雇等の不利益な取 公益のために通報を行った この法に基づき市 ルの

藤枝法律事務所 **3**0994-31

23

9

43

8

242

る行為につながる法令違反②最終的に刑罰規定に違反す ①刑罰規定に違反する行為 【公益通報相談窓口】 行為 市総務課 される法令違反行為)

安心して通報してください ○対象となる違反行為 通報者の秘密は守られます。 事務所に設置します。 意見公募手続(パブ リックコメント)のお 知らせ

例案に対する意見を募集しま

この制度に基づき、けています。

次の条



表して、 見を聴く、 ブリッ を策定しようとする際に、 市では、 (目的や内容など)を公 クコメント)制度を設 、意見公募手続(パ市民の皆さんから意 重要な計画や条例 そ

> ○条例案の目的 職務

信頼を確保することを目的を図り、市政に対する市民 しています の公平かつ公正な遂行

定めるとともに、 的保障について必要な事項を 動規範の確立、 法令遵守を推進するための ○条例案の概要 鹿屋市の行政組織にお 及びその制度 市民に対 の 行 て

> 市ホー ペ リジ、

市総務課に直接提出、 、各出張所、 各総合

提出してください。郵送、Eメール、F ※意見提出用紙は、 ります 及び閲覧場所にあ F 市ホ A X で

soumu@e-kanoya.net

市総務課 T893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

○条例案の名称

鹿屋市コンプライアンス条 (仮称)

0)

支所(地域振興課)、 情報公開室(5階)、 ○閲覧場所

○提出方法 各サービスコー 市総務課

> 30 日)閲覧及び意見公募期間 平成19年4月1 日 $\widehat{\exists}$

てもらいたい人は保健師・栄ことがある人、また話を聞いことで不安なこと・知りたい ろの病気について心配していこころの健康づくりやここ 養士等が相談に応じます。 る人を対象に相談員や保健師 こころの健康相談 健康増進課のお知らせ 糖尿病相談=受付13時~11時30分・13時~14時30分・13時~14時30分・15時~14時30分の15時~14時30分の15時~15時~15時~15時~15時~15時~15時~15時~15時~1 自分や家族の健康に関する 13 時 14分 5

時 30 分

が相談に応じます 場所=保健相談センタ 受付9時~11時20日 時30分・ 金

ト〜ショパン情熱の生て

5

席指定)

0 円

●日時 =

場所

=市民交流センター

ト短調OP・23」 ショパン「バラ

ほか

ド第1番

短調OP•27-2 (月光) 」

ホ

■日時 = 6月4日

月

18 時

市文化課 **3**0994 31

6

屋外広告物はルールを守って設置しましょう

屋外広告物が無秩序に設置されると、まちの美観はもとより、事故などの問題も発生します。そのため、 屋外広告物の設置には、ルールが定められています。

みんなで、ルールを守って、美しいまちをいつまでも守りましょう。

場所

市民交流センタ

てもらいたい

タ

ン・革命

命ほかれ

なワルツ・雨だれ・ノク 主な曲目=別れの曲・華麗

※リナシティ

かのや総合管理

事務室又は市文化会館・

ショッ

●場所=

保健相談センタ

内容=栄養・運動・休養・

に関する健康相

談

Ш

時 30

席指定)

入場料=

0

0

Ĕ

日時

屋外広告物とは

※未就学児の入場はご遠慮く

問い合わせ】

圧測定・尿検査

市健康増進課

41

Ó

を発売します

マート輝北店で、

どちらも

 \pm

からチケ

ピングセンターかねた・ コープ肝付吾平店・

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続し て屋外で公衆に表示されるもの」で、看板や立看板、 はり紙、はり札、広告塔、広告板などのことです。

屋外広告物の禁止物件

良好な景観を形成したり、風致を維持するために、 広告物の設置を禁止している物件があります。もし、 違反した場合は、罰則に処せられるほか、違反広告 物として、市が除却することができます。

◆禁止物件(下図参照)

街路樹、信号機、道路標識、電柱、橋、トンネル、 分離帯、道路上のさく、消火栓、郵便ポスト、電 話ボックス、銅像、記念碑、電柱・街灯柱へのは り紙、はり札、広告旗、立看板などです。

安全利用を妨げるもの 設置には許可が必要

設置できない広告物

たもの

もの

屋外広告を設置するには、あらかじめ許可が 必要なものもあります。

○ひどく汚れたり、色あせたり、塗料のはがれ

○倒れたり、壊れたり、落下するおそれがある

○信号機や道路標識などに似ていたり、道路の

○ひどく破損したり、老朽化したもの

また、自分の店舗や会社に表示する店舗名や 会社名などの広告物も、一定の表示面積を超え る場合は許可が必要です。

手数料

広告物の種類と大きさで手数料は決まります。 ※許可申請、手数料の額など、詳しくは、お問い 合わせください。

【問い合わせ】

市都市政策課 2 0994-31-1130

11 KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS